

草加市教育委員会会議録

平成30年第1回臨時会

平成30年草加市教育委員会第1回臨時会

平成30年2月19日（水）午後1時から
教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

第12号議案 平成30年度当初県費負担教職員の人事異動について

第13号議案 草加市立小・中学校事務の共同実施要綱の制定について

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	関 根 秀 一
(兼)学務課長	
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫

○事務局

名 倉 毅
山 岸 亮

○傍聴人 1人

午後 1 時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成 30 年教育委員会第 1 回臨時会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 それでは、事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が 2 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎第 1 2 号議案 平成 30 年度当初県費負担教職員の人事異動について

○高木宏幸教育長 本日、付議されている第 1 2 号議案につきましては、人事に関わる事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第 1 2 号議案につきましては、秘密会とさせていただきます。説明の方のみお残りいただき、傍聴の方並びに説明者以外は、ご退席をお願いいたします。

————— 執行部退席 —————

————— (秘 密 会) —————

————— 執行部着席 —————

○高木宏幸教育長 審議を再開いたします。審議結果について報告させていただきます。

第12号議案につきましては、審議の結果、可決となりました。

◎第13号議案 草加市立小・中学校事務の共同実施要綱の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第13号議案につきまして学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小・中学校事務の共同実施要綱の制定についてでございます。

本議案は、埼玉県公立小・中学校等事務の共同実施に関する方針に基づき、草加市立小・中学校における学校経営のより一層の充実を図るとともに、学校事務の効率的・効果的な処理と事務職員の資質の向上を図るため、学校事務の共同実施を行うことに関し、必要な事項を定める必要があるため制定するものでございます。

参考資料をご覧ください。本要綱の内容につきましては、共同実施で処理する業務は、共同実施で処理することにより効果が得られる業務とし、教育委員会が指定してまいります。

具体的には、教職員の旅費の申請を相互に確認することや、給与事務等の業務に関して共同実施を行います。

また、共同実施を行うため、学校事務共同実施組織及び班別共同実施組織を設置いたします。学校事務共同実施組織については、月に1度、事務職員全体で集まり、全体協議やグループ協議を行います。

班別共同実施組織については、月に1度、市内の学校を10の班に分け、先ほどの業務を行います。

共同実施が円滑に進められるよう、適切な管理を行うとともに、共同実施を検証し、改善を行うため、校長、教頭、事務職員の代表及び教育委員会事務局職員で構成される共同実施推進協議会を設置してまいります。

さらに、共同実施組織にも連絡・調整を行うため、共同実施連絡会を設置いたします。

こちらは、2ヶ月に1度程度を予定しており、事務職員の代表、教育委員会事務局職員との

打ち合わせ等を行ってまいります。

共同実施により、本務校以外に公文書を持ち出す場合は、必要最低限なものとし、持ち出す場合は、必ず文書持出簿に記入することとします。

事務職員の服務につきましては、本務校の校長が監督することといたします。

施行期日は、平成30年4月1日とします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 基本的には、働き方改革が進められている中で、学校事務の共同実施については賛成の考えなのですが、第2条でその業務については、教育委員会が別に指定するとなっています。今の段階で指定するものが決められているのか、ここにいくつかの組織がありますが、その中で話し合っ決めていくのか、どのような業務を今考えているのか教えてください。

○説明員 現在、ここに指定するものというのは、ある一定のひな形がございます。その中でも、給与事務に関することや、旅費に関すること、また、新規採用者や経験の浅い事務職員に対する支援なども含まれております。

○村田悦一教育長職務代理者 これは数字で表せないと思うのですが、例えば、今まで事務職員が10の仕事をしていたとしたら、共同実施になるのはそのうちの8なのか、7なのか、各学校での仕事もあるので、10にはならないと思いますが、どのくらいになりますか。

○説明員 今までの組織を活用いたしますので、事務の量は効率的になるため、減少していくかと思えます。

また、人材育成という観点からも、新規採用者を経験豊富な職員が支えていくことも考えておりますので、負担軽減になると想定しております。

○村田悦一教育長職務代理者 負担の量ではなくて、事務職員が1人で今までやっていたわけですけれども、その中の業務のうち共同実施になるものは、1人で業務をしていたときの何割ぐらいの部分なのかどうか、分けることはできませんか。

○説明員 その時々状況がありますので、何割というのは難しいところです。

ただ、先ほど申し上げたとおり給与事務や、旅費に関するものなどは定期的に行っていくこととなります。

○村田悦一教育長職務代理者 ここでは学校事務共同実施組織があつて、班別共同実施組織、

共同実施推進協議会、共同実施連絡会があつて、この四つが機能していくと思うのですが、責任者は、教育総務部副部長となっていて、今は2人いるわけですが、実際はどちらが担当していくことを想定していますか。あるいは、その時々判断によって変わるのでしょうか。

○説明員 学校籍の副部長を想定しております。

○村田悦一教育長職務代理者 関連して、先ほど班別共同実施組織が10班ということでした。中学校は11校ありますが、中学校区ではなくて、10班としたところの班編成はどのように進めているのでしょうか。小中学校32校ですから、1班で約3校なのか、少ないという気もしますが、基本は1中2小と考えてよろしいのか、10班としたところについて教えてください。

○説明員 基本的には中学校区ということで考えておりますが、固定してしまうと事務職員の年齢や経験年数が偏ってしまう場合もありますので、10班ということにしております。また、4校の班もありますが、近い学校同士が一つの目安になっております。

○村田悦一教育長職務代理者 これは、新規採用者の育成も考えていると思うので、ある程度、年齢によっては班が変わるということもあるわけですね。

○説明員 その部分も想定しております。新規採用者や経験の浅い職員だけのグループになってしまうと、人材育成という観点で難しくなってしまうので、バランスを考えながら編成しております。

○村田悦一教育長職務代理者 最後に、第3条第4項、共同実施組織は、教育委員会が監督するとあります。第4条では、教育委員会は、共同実施が円滑に進められるよう適切な管理を行うとあります。監督と管理、これはどのように要綱の中で意識をして、学校や校長先生に説明していくのですか。

○説明員 第3条の教育委員会が監督するというところでございますが、ここは、共同実施組織全体を監督することを想定しております。

また、第4条の適切な管理というところでは、円滑に共同実施が進むよう、実際の業務の実施状況などを確認しながら検証を行っていきたいと考えており、そういったことを含めて説明していこうと考えております。そこで、監督と、管理と、表現を分けさせていただきました。

○井出健治郎委員 教えていただきたいことがあります。共同実施の業務フローについて、全体的にどのように流れていくのか、例えば委員会や、協議会がありますが、絵で描いたときどのような流れになるのか、参考に見せていただきたいです。

また、委員会や協議会、連絡会などは形骸化してしまう恐れがあります。ですので、会議を

行った結果、今すぐということではないですが、1年2年と経ったときに、何が効率化して、何が効果的だったか、例えば時短につながったとか、職員の負担軽減につながった、あるいはペーパーレスになったなど、この制度の有効性を、1年2年と検証をして、効果測定のようなものをしていただきたいと思います。これは、これからの話ですがお願いいたします。

○高木宏幸教育長 業務フローや全体の流れが確認できるものを、後ほど示してください。
他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第13号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第13号議案については、可決といたします。

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回の教育委員会の日程でございますが、平成30年第3回定例会を、3月22日木曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時 閉会